白井市建設工事等入札契約審査会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、入札及び契約事務の適正な執行の確保を図るため、白井市建設工事等入札契約審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審査会は、次の各号に掲げる事項について審査し、決定するものとする。

　(1)　一般競争入札における入札参加資格要件及び入札参加者の資格の有無に関するこ

と。

　(2)　指名競争入札における入札に参加させる者に関すること。

　(3)　特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並び

に代表者及び構成員の技術的要件等に関すること。

　(4)　随意契約を実施する場合において、財政課長が審査会の審査が必要と判断し

た事項に関すること。

（組織）

第３条　審査会は、副市長、総務部長、企画財政部長、市民環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長及び財政課長を委員とし、組織する。

２　前項の委員に事故があるとき又は欠けたときは、当該委員の指定した者が、その職務

を代理することができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長及び副委員長は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

　(1)　委員長　　副市長の職にある者

　(2)　副委員長　企画財政部長の職にある者

２　委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務

を代理する。

４　委員長及び副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員の互選により委員長代

理を定め、委員長の職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議

長となる。

２　会議は、委員（第３条第２項の規定により委員の職務を代理する者を含む。以下第３

項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

（審査事案の提出等）

第６条　工事等事業を執行しようとする課長（白井市財務規則（平成５年規則第３号）に規定する課長。以下「担当課長」という。）は、第２条に規定する事項の審査事案（以下「審査事案」という。）を執行するときは、当該審査事案の審査に必要な資料を作成し、財政課長に提出しなければならない。

２　財政課長は、前項の規定による資料提出があった場合は、速やかに審査会に付議

しなければならない。

３　担当課長は、前条に規定する会議に出席し、審査事案について説明等を行うものとする。

４　前項の場合において、担当課長が不在のときは、担当課長が指名する者を出席させる

ことができる。

（秘密の保持）

第７条　審査会の内容については、部外者に漏れないよう秘密保持に努めるとともに、そ

の取り扱いに十分注意しなければならない。

（庶務）

第８条　審査会の庶務は、財政課において処理する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。